

「鶴川地区協議会」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「鶴川地区協議会」(以下「会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 会の事務所は、町田市鶴川市民センター内に置く。

(目的)

第3条 鶴川地区で活動するさまざまな団体が、地域の課題解決のために相互に協力し、お互いの自立性、自主性を尊重して、対等な立場で活動し、誰もがいつまでも住み続けたいと思える地域づくりを目指すことを目的とする。

(活動)

第4条 会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) すべての世代が安全で安心して暮らしていけるまちづくりに関すること。
- (2) 情報交換を推進し、地区内のさまざまなネットワークづくりに関すること。
- (3) 地区内の住民相互の交流・親睦を深めるための活動に関すること。
- (4) 地区内の住民が快適に暮らせる環境づくりに関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 会の会員は、会の趣旨に賛同する鶴川地区町内会・自治会連合会の区域内で活動する各種団体(以下「各種団体」とし、役員会の承認を得るものとする)。

第2章 組織

(会の運営)

第6条 会は、総会、役員会及び事業推進会議により運営する。

(総会)

第7条 総会は、会に登録する各種団体を代表する者及び各団体の会員で代表者の推薦を受け役員会で承認された者(以下「構成員」)をもって構成する。

- 2 総会の議決権は、各種団体1とする。ただし、町内会・自治会は5、民生委員児童委員協議会は2、青少年健全育成地区委員会は3とする。
- 3 総会の議長及び書記は、出席者の中から選任する。
- 4 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員を選任に関すること。
- (4) 規約の改定及び廃止に関すること。
- (5) その他、会の運営に係る重要事項に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は、代表、副代表、事務局長、会計、会計監査をもって構成する。

代表が必要と認めたときは相談役を出席させることができる。

- 2 役員会は、次の事項を審議・議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 年度開始後、総会前の事業執行に関する事項
 - (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会の議長は、代表がこれにあたる。

(事業推進会議)

第9条 事業推進会議は役員及び各種団体から推薦され、役員会で承認された者により組織し、会の目的達成のために必要な調査・検討を行い、事業計画を策定し推進する。

- 2 事業推進会議内に必要に応じて専門分野を担当する部会を置くことができる。
- 3 事業を円滑に推進するため、必要に応じて鶴川地区ボランティアセンター長（以下「センター長」という。）、鶴川地域活動室長（以下「室長」という。）、鶴川地区デジタル推進委員（以下「デジタル推進委員」という。）及び鶴川地区SDGs推進委員（以下「SDGs推進委員」という。）を置くことができる。
- 4 前項に掲げるセンター長、室長、デジタル推進委員及びSDGs推進委員は、事業推進会議が選任し、役員会の承認を得る。

(事務局)

第10条 事務局に職員を置くことができる。

第3章 役員

(役員)

第11条 会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 代表 | 1名 |
| (2) 副代表 | 4名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

(役員を選任)

第12条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 代表は鶴川地区町内会・自治会連合会の会長がその任に当たる。
- (2) 副代表は次の者がその任に当たる。
 - ①当該地区内の民生委員児童委員協議会の中から選出された者
 - ②当該地区内の青少年健全育成地区委員会の中から選出された者
 - ③鶴川地区町内会・自治会連合会の中から選出された者
- (3) 事務局長は役員会で選出された者がその任に当たる。
- (4) 会計は役員会で選出された者2名がその任に当たる。
- (5) 会の会計を監査するため、総会の承認を得て会計監査2名を置く。
なお、会計監査は他の役員を兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時はその仕事を代行する。
- (3) 事務局長は会の仕事を統括する。
- (4) 会計は会の会計及び出納仕事を処理し、帳票及び必要な事項を管理する。
- (5) 会計監査は会の会計業務を監査し、総会に報告する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、出身団体の役員仕事とする。

役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととする。

(相談役)

第15条 会務を円滑に行うため、必要に応じ相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、代表・副代表経験者の中から役員会が選任し、総会の承認を得る。
- 3 相談役の仕事は1年とする。但し、再任は妨げない。

第4章 会 議

(会議の招集)

第16条 総会は、毎年度終了後3ヶ月以内に開催する。

但し、会の代表が必要と認めたとき、または構成員の過半数の請求があった場合は、会の代表は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 役員会は、会の代表が必要と認めるときに開催する。
- 3 事業推進会議は、定期的に開催する。

(定足数等)

第 17 条 総会は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

ただし、規約の改廃については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって決める。

- 2 総会に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。なお、前項の総会成立の定足数においては、委任状をもって出席したものと見なす。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 総会において議長が議事録署名人 2 名を指名する。

第 5 章 会 計

(経費)

第 19 条 会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 20 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 その他

(雑則)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項等に関しては、役員会で定める。

附則

この規約は、平成 27 年 2 月 6 日から施行する。

附則

この規約は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、令和 4 年 7 月 5 日から施行する。